

2017年9月4日
NTT都市開発ビルサービス株式会社

(仮称) 大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物
設備管理業務委託先の公募について

標記施設建築物のPM会社として予定されている大手町二丁目地区施設建築物管理業務共同体（構成員：エヌ・ティ・ティ都市開発ビルサービス株式会社及びJPビルマネジメント株式会社）は、当施設建築物竣工後の設備管理業務委託先について次のとおり募集します。

- 1) 件名： (仮称) 大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物の設備管理業務委託先選定に係る募集
- 2) 契約期間： 2018年8月～2021年3月31日（予定）
- 3) 履行場所： 東京都千代田区大手町二丁目1番17から34（地番）
(仮称) 大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物

(添付1) 募集公告書

(添付2) 参加表明書【様式1】

(添付3) 秘密保持誓約書【様式2】

(仮称) 大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物
設備管理業務委託先の公募について

2017年9月

大手町二丁目地区施設建築物管理業務共同体

エヌ・ティ・ティ都市開発ビルサービス株式会社

JPビルマネジメント株式会社

設備管理業務の委託先について、公募型プロポーザルを実施しますので次のとおり公告いたします。

2017年9月4日

大手町二丁目地区施設建築物管理業務共同体

1. はじめに

大手町地区は、現在、「連鎖型再開発」等による既存建物の更新と併せ、国際ビジネスセンターとしての機能強化が推進されつつありますが、グローバル化・高度情報化等に対応するための業務中枢機能や国内有数の通信環境を活かした情報通信拠点機能の更なる強化が必要となっています。

大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業においては、都市再生緊急整備地域(大手町、丸の内、有楽町)の整備目標である「東京都心において我が国の顔として、歴史と文化を活かしたうるおいと風格ある街並みを形成しつつ、高次の業務機能とそれを支える高度な支援機能を備えた金融をはじめとする国際的な中枢業務・交流機能を形成するとともに、商業・文化・交流などの多様な機能を導入することにより、にぎわいと回遊性のある都市空間を形成すること」を目的としています。

具体的には、

1) 国内最高水準の通信環境の整備による国際的なビジネスセンターの機能強化のための

- ・国内最高水準の情報通信基盤の整備
- ・大手町地区の国際カンファレンス機能の強化

2) 大手町地区の業務継続能力の向上のための

- ・大手町地区における地域冷暖房施設のループ化
- ・災害時の業務継続を可能とする自立性の高い電源の導入（ガスコージェネレーション、非常用発電機）
- ・帰宅困難者を受け入れ支援する災害対応能力の強化（一時滞在施設、防災備蓄倉庫）

3) うるおいのある快適な都市基盤の創出のための

- ・大手町と神田をつなぐセントラルプロムナードと日本橋川を渡る人道橋
- ・サンクンガーデンの整備等による魅力ある立体的都市広場の形成

等、必要機能を具備した施設建築物を整備します。

本事業により整備される施設建築物（以下「本計画建物」という。）は、A棟・B棟の2棟の高層ビル部分と低層部の全体共用部分からなる区分所有の建物であり、本件は、本計画建物竣工後の維持管理業務実施予定者である大手町二丁目地区施設建築物管理業務共同体が、設備管理業務の委託先について、応募者からの見積金額、提案内容及び業務実績等を総合的に評価して選定するものです。

<計画地案内図>



<建物配置図>



2 本計画建物の概要

- (1) 名称 (仮称) 大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物
- (2) 所在地 東京都千代田区大手町二丁目1番17から34
- (3) 構造 鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造
- (4) 階数 地上35階 (A棟)・地上32階 (B棟)、地下3階
- (5) 敷地面積 約19,900㎡
- (6) 延床面積 約354,000㎡
- (7) 用途 事務所、店舗、国際会議室、地域冷暖房施設、駐車場 等

3 公募に関する事項

- (1) 募集者 大手町二丁目地区施設建築物管理業務共同体
(エヌ・ティ・ティ都市開発ビルサービス(株)、JPビルマネジメント(株))
- (2) 業務内容 設備管理業務
- (3) 契約期間 (予定) 2018年8月～2021年3月31日
(期間満了の翌月(2021年4月1日)からの2年間毎の自動更新付)

4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 会社更生法、破産法若しくは民事再生法の適用を受けている者でないこと。また、会社法により特別清算を行っている者でないこと。
- (2) 手形交換所における取引停止処分を受ける等、経営状況が著しく不健全でないこと。

- (3) 国税、地方税、その他公租公課について滞納処分を受けている者でないこと。
- (4) 団体等又は団体等の構成員（役員、使用人等を含む）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びその構成員、準構成員並びにその関係者、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条で定義されている規制対象者でないこと。
- (5) 施設建築物の所有者の取引停止措置の対象でない者。
- (6) 過去5年以内に延床面積5万㎡以上のオフィスビル（※1）において設備管理業務の受託実績を有する者であること。
※1：オフィスビルとは、事務所、店舗等で構成され、事務所用途が過半を占める施設。
- (7) 単独事業者で、東京都23区内に本支店、営業所等があること。
- (8) 参加表明書及び企画提案書で提出した内容を確実に実施できること。

5 参加手続等

(1) 提出書類

参加希望者は、次に掲げる書類を提出すること。

(ア) 参加表明書【様式1】

- ①法人の登記事項証明書（申請時において3か月以内のもの）
- ②最近期の法人税の納付証明書「その3」（法人税と消費税及び地方消費税について未納の税額が無いことの証明書）
- ③直前3か年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表）
- ④会社案内（パンフレット等）

※2：上記①②については、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しても可。

(イ) 秘密保持誓約書【様式2】

(ウ) 参加の可否通知用封筒（表に申請書の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長3号封筒を提出して下さい）

※3：様式1及び様式2は、以下のホームページからダウンロードし、必要事項を記入すること。

- エヌ・ティ・ティ都市開発ビルサービス株式会社ホームページ

<http://www.nttud-bs.co.jp/>

- JPビルマネジメント株式会社ホームページ

<http://www.jp-building.co.jp/>

(2) 提出期間

2017年9月4日(月)～2017年9月15日(金) 必着

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(3) 提出先

〒100-0004

東京都千代田区大手町2-2-2 アーバンネット大手町ビル14階

大手町二丁目地区施設建築物管理業務共同体(大手町2-1プロジェクト開業準備室)

担当: 堤 貴之 TEL 03-6262-5935

(4) 提出方法

不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便等記録が残る方法による郵送(提出期限の9月15日必着)とし、提出に係る費用は、応募者負担とする。

6 参加資格の通知

参加資格の結果は、2017年9月26日(火)までに応募者へ通知のこととし、併せて説明会(2017年10月上旬開催予定)の開催日時も通知する。

—以上—

参 加 表 明 書

大手町二丁目地区施設建築物管理業務共同体 殿

商号又は名称
住 所
代 表 者 名

印

下記募集に関する選定について、参加する旨表明いたします。

なお、参加表明書及び募集に伴い提出する書類等の内容について、事実と相違ないことを誓約するとともに、虚偽の記載があった場合には受託候補者若しくは受託者の決定を取り消されても一切の異議申し立てをいたしません。

記

1. 件 名：(仮称) 大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物の設備管理業務委託先選定に係る募集

2. 参加資格に示された実績

項 目	実 績 内 容
(1) 業務施設名	
(2) 業務場所	
(3) 受託期間	年 月 日 ~ 年 月 日
(4) 発注形態	
施設概要	用途： 構造： 建築規模： 延床面積：
業務範囲	業務内容： その他：

3. 添付書類

(1) 参加表明者の事業等概要 …… 下記①～④を各1部

①法人の登記事項証明書（申請時において3か月以内のもの）

②最近期の法人税の納付証明書「その3」（法人税と消費税及び地方消費税について未納の税額が無いことの証明書）

③直前3か年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表）

④会社案内（パンフレット等）

※上記①②については、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明であるものに限り写しでも可。

(2) 秘密保持誓約書 …… A4版タテ使いにて、表面と裏面の両面印刷としてください。

(3) 参加の可否通知用封筒 …… 宛名に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長3号封筒を提出してください。

【様式2】

年 月 日

大手町二丁目地区施設建築物管理業務共同体 殿

商号又は名称
住 所
代 表 者 名

印

秘 密 保 持 誓 約 書

当社（以下、「甲」という。）は、大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物（以下、「本件施設建築物」という。）の竣工後維持管理実施予定者である大手町二丁目地区施設建築物管理業務共同体（以下、「乙」という。）が実施する、本件施設建築物に係る設備管理業務委託先の公募（以下「本件手続」という。）に参加するにあたり、開示される情報等の秘密保持に関して次の通り約し、その証として本書を作成し、記名、捺印のうえ、これを乙に差入れるものとする。

第1条（情報開示）

甲は本件手続に参加するに当たり、提案を行うに必要な情報の開示を乙から受けるものとする。

第2条（定義）

本誓約書において秘密情報とは、前条により甲に開示された本件手続に関する全ての情報を指し、紙媒体及び電子媒体（以下、「書面等」という。）にて開示した情報をいう。

第3条（秘密保持）

甲は、秘密情報を本件手続への参加のために使用するものとし、これらのために開示が必要な①自らの役職員、②弁護士、税理士または公認会計士等の専門家に開示する場合を除き、乙の承諾なくして第三者にこれを漏洩、開示しないものとする。

第4条（例外情報）

以下の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示を受けたときに、既に公知であるか、または甲が保有していた情報
- (2) 開示を受けた後に、甲の責めによらずして公知となった情報
- (3) 正当な権限を持つ第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報
- (4) 甲が独自に開発または取得した情報
- (5) 法令に基づく公権力の発動によって開示を求められた情報

第5条（秘密情報の返還）

甲は、本件手続への参加のために秘密情報を使用する必要がなくなった場合、秘密情報が記載された書面等を乙に返還するものとする。

第6条（有効期間）

甲は、本件手続への参加後も、本誓約書に基づく秘密保持の義務を負うものとする。

第7条（損害賠償責任）

甲は、本誓約書に違反し乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

第8条（紛争の解決）

本誓約書に規定のない事項および本誓約書の条項に関して疑義が生じたときは、甲及び乙は、信義誠実の原則にのっとり、誠意を持って協議し解決するものとする。

第9条（準拠法および管轄裁判所）

本誓約書は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。また、本誓約の履行および解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以 上